

預金保険法第80条に基づく「業務及び
財産の状況等」に関する報告書

平成14年2月15日

関西西宮信用金庫

金融整理管財人

目 次

	頁
I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 金庫設立から現在に至るまでの経緯	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	2
II. 業務及び財産の状況について	
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産等の状況	4
5. 不良債権の状況	5
6. 関連会社の状況	5
III. 事業譲渡等の見込みについて	
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追求体制の確立	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当金庫は、平成13年11月22日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年11月22日に選任された金融整理管財人のもとで直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき金融整理管財人のもと、現在さらに旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、管理を命ずる処分を受ける状態に至った経緯・原因等につきましては、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 金庫設立から現在に至るまでの経緯

当金庫は、昭和24年11月創業の関西信用金庫（日本相互信用組合として発足）と、大正12年9月創業の西宮信用金庫（西宮信用組合として発足）が、平成6年7月11日、地域社会に貢献し、多様化・高度化する顧客のニーズに対応するための新しい観点にたった経営基盤の強化を目的に合併し、関西西宮信用金庫として発足しました。

営業地域は明石・阪神間一円となり、店舗は神戸市に本店、その他支店34店となりましたが、その後3店舗を統廃合し、32店舗で営業しています。

(2) 経営破綻に至った経緯

バブル崩壊により、当金庫の主要取引先でありました建設・不動産業関係の業績悪化が、資産の劣化を招く最大の要因となりました。これら業種に偏重した融資構造を改善すべく努めてまいりましたが、バブルの後遺症は重く、加えて平成7年1月17日の阪神大震災により、金庫営業基盤が著しい損害を受け、且つバブル経済崩壊による景気の長期低迷、地価の下落による保全不足の増加等により、業務純益を上回る償却・引当を余儀なくされ、平成7年3月期から平成12年3月期の6期で311億円の償却・引当を実施しました。

結果、平成12年3月期において繰延税金資産は1年しか計上できず、自己資本比率は2.1%となり、平成12年5月に業務改善命令を受けることとなりました。

立案しました経営改善計画に沿い、役職員の給与カットや店舗統廃合等リストラの推進と、新規取引先の開拓等収益力の強化に努める一方、出資金の増強にも努めました結果、平成13年3月期には実質1,265百万円の償却・引当、及び有価証券の償還損835百万円のマイナス要因あったものの、繰延税金資産5年計上できたこともあり、自己資本比率は4.42%とすることができました。

ところが、当期に入り株価の低迷から保有有価証券の含み損が拡大し、地価の下落も止まらず、平成13年8月の当局の検査内容を踏まえた平成13年9月末日を基準日とした自己査定を実施したところ、1,054百万円の債務超過に陥ることとなり、当金庫の財産をもって債務を完済することができないと判断しました。

(3) 破綻に至った要因

バブル崩壊や阪神大震災の影響による取引先の業績悪化、下げ止まらない地価の下落等を要因とする償却・引当金の増加、株価低迷による保有有価証券の含み損の拡大等の外的要因に加え、優良取引先の確保や融資資産の業種構成の是正に有効な対応ができず、貸出金を含めた資産運用面で効果的経営施策等が実現できなかったことが、破綻に至った主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当金庫は、平成12年3月期決算において繰延税金資産を1年しか計上できなかったところより、自己資本比率は2.1%となり、平成12年5月29日、金融監督庁より信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく業務改善命令を受け、6月12日に自己資本充実策を織り込んだ経営改善計画書を提出しました。

平成13年3月期には、業務改善命令を受け立案しました経営改善計画に沿い自己資本充実に努めた結果、繰延税金資産5年計上できたこともあり、自己資本比率は4.42%となりましたが、平成13年8月の平成13年3月末日を基準日とする当局の検査内容を踏まえ、平成13年9月末日を基準日として自己査定を実施したところ、1,054百万円の債務超過に陥ることとなり、自己資本比率は▲1.11%となりました。

(2) 自己資本回復の断念

これまでも、経営改善については最大限の努力をしてきたところではありますが、地域経済の回復や株価の急速な上昇は見込めず、さらにペイオフの解禁・時価会計の導入等の状況からこれに乗り切る具体策を見出せず、当金庫がこの状態で事業を継続すれば、会員はじめ取引先の皆様に多大な不利益を与えるばかりでなく、地域の金融秩序を混乱させると判断し、預金保険法第74条第5項に基づき、その旨申出を行うこととなりました。

Ⅱ. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である神戸市の製靴業、神戸市・西宮市の建設・不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

<貸出残高推移> 店舗数：32店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	255,096	100.00	242,221	100.00	228,098	100.00	217,987	100.00	178,403	100.00
うち中小企業	198,345	77.75	185,294	76.50	173,135	75.90	166,377	76.33	123,818	69.40
うち個人	56,714	22.23	56,893	23.49	54,932	24.08	51,581	23.66	51,414	28.82
うちその他	37	0.02	34	0.01	31	0.02	28	0.01	3,171	1.78

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当金庫の預金業務では年金顧客を中心とする個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：32店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	333,199	100.00	318,449	100.00	316,375	100.00	305,974	100.00	279,681	100.00
うち個人預金	218,284	65.51	221,544	69.57	225,932	71.41	222,425	72.69	213,557	76.36
うち法人個人	92,876	27.87	91,047	28.59	88,061	27.84	81,381	26.60	53,980	19.30
うちその他	22,039	6.62	5,858	1.84	2,382	0.75	2,168	0.71	12,142	4.34

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりました。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	32,900	67,649	40,090	▲1,220
国債・地方債	14,243	24,641	4,860	268
社債	12,549	21,058	15,131	▲15
株式	89	402	283	▲85
その他	6,018	21,547	19,816	▲1,388
貸付有価証券	0	0	0	0

(2) 商品有価証券

当信用金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	38	4,796	3,440	▲1,356	38	1,583	1,540
所有 不動産	4	219	157	▲62	1	22	21

5. 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

＜リスク管理債権の状況＞

(単位:百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	2,520	1.10	3,692	1.69	2,438	1.25
延滞債権	36,523	16.01	31,588	14.49	10,698	5.48
3ヵ月以上延滞債権	339	0.15	326	0.15	233	0.12
貸出条件緩和債権	1,941	0.85	4,642	2.13	5,016	2.57
合 計	41,323	18.12	40,249	18.46	18,387	9.42

＜金融再生法の開示債権＞

(単位:百万円、%)

	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金額	債権の占める 割合	金額	債権の占める 割合	金額	債権の占める 割合
破産更生債権等	29,691	11.90	27,907	11.90	6,822	3.38
危険債権	9,576	3.84	7,508	3.20	7,795	3.86
要管理債権	2,280	0.91	4,969	2.12	4,693	2.32
正常債権	207,763	83.33	194,109	82.78	182,736	90.44
合 計	249,310	100.00	234,493	100.00	202,048	100.00

6. 関係会社の状況

関係会社については、事業譲渡するまでに清算する方針であります。

会 社 名	主な業務内容
かんしんビジネス(株)	①帳票類の調達・保管・配送、 ②不動産管理

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

信用金庫としての事業特性や地域経済、及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年2月14日、神戸信用金庫、姫路信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫との間で事業譲渡契約書を締結しました。今後も早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

以上